



栄養表示の対象成分について (モリブデン)

平成26年5月29日

消費者庁食品表示企画課

平成24～25年度消費者庁調査事業の概要(モリブデン関係)

受託者:

独立行政法人 国立健康・栄養研究所

目的:

栄養表示基準に規定されていない栄養成分であるモリブデンについて、分析方法の構築及び妥当性確認を行い、標準化された分析方法マニュアルを作成すること。

調査方法:

試料の前処理方法として乾式灰化法、測定機器として誘導プラズマ質量分析装置(ICP-MS)及び誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)による検討を行い、分析方法の妥当性を単一試験室及び室間にて確認した。

結果及び考察:

本検討により、前処理方法として乾式灰化法を、測定機器としてICP-MSを用いることにより対応可能であることが明らかとなった。なお、比較的モリブデン濃度の高い食品に対してはICP-AESを用いることが可能である。

【新基準(案)】

- ・分析方法が確立されたことから、食品表示基準に規定する栄養成分(任意表示)にモリブデンを追加する。
- ・モリブデンの分析方法は「誘導プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分析法」とする。(詳細は通知に規定)

(参考)食品表示基準に規定する栄養成分について②

第1回栄養表示に関する調査会
資料1 6頁より

【背景(つづき)】

ミネラルのうちモリブデンについては、食事摂取基準*において基準値が策定されているものの、栄養表示基準における「栄養成分」として規定されていなかった。現在、消費者庁調査事業において分析法を検討中であり、標準化された分析法が平成25年度中に確立される見込みである。

*食事摂取基準とは、健康増進法第30条の2の規定に基づき、国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量や栄養素の量に関する事項を定めたものである。

【考え方(案)】

- ・食品表示法第4条第1項の規定に基づき定める食品表示基準における「栄養成分」は、現行の栄養表示基準に規定する栄養成分と同じとし、表示をしようとする際のルール(表示順序、強調表示の基準等)を定めることとする。
- ・モリブデンについては、前述の調査事業の結果を踏まえて「栄養成分」に追加することを検討する。
- ・食品表示基準で定める栄養成分以外の成分の表示については、現行の運用どおり、科学的根拠に基づいたものである限り、販売者の責任において任意に行われるべきものとして取り扱うこととする。

食品表示法(平成25年法律第70号)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

＜新基準(案)のポイント＞

食品表示基準に規定する「栄養成分」は、現行の栄養表示基準第1条の2に規定する栄養成分と同じとする。(モリブデンについては、追って検討する。)